

◎新潟県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年4月11日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 猿和田五泉線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市赤海二丁目166番1から	新	12.0～28.9メートル	55.5メートル
同市赤海二丁目82番6まで	旧	12.0～20.5メートル	55.5メートル